

# 店舗総合保険



このパンフレットは、2014年7月1日以降に保険期間が開始するご契約を対象にしています。

# 朝日火災の店舗総合保険は、店舗、事務所、店舗併用住宅に使用される建物とこれらに収容される家財、商品、製品、設備、什器等の動産が対象です。

こんなときにお役に立ちます。 ■下記①～⑧の災害による損害の場合のお支払い方法は、右記のとおりです。保険金額(ご契約金額)は時価額いっぱいにお決めください。 ■お支払保険金=損害額(時価額)× $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価額)} \times 80\%}$  (ただし、お支払いする保険金は、損害額または保険金額のいずれか低い額が限度です。 ■①～⑧の1回の事故で支払われた損害保険金が保険金額の80%以下であれば、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。



①～③に伴う消防活動による水濡れ、破壊損害の場合も含まれます。



⑱ 保険契約が終了する場合の特別費用 (価額協定保険特約付きの場合) 対象となります。

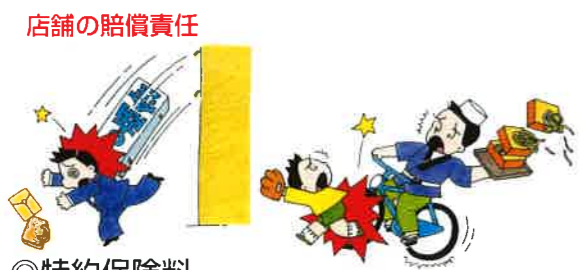
さらに大きな安心…3つの特約を用意しています。(店舗総合保険を基本契約として、これに付帯する特約です。)

## I 店舗賠償責任補償特約

建物の合計床面積が165㎡未満(区分所有建物・テナントの場合は、「専有面積」・「借用(使用)面積」が165㎡未満)の小売店(ガソリンスタンド、LPガス販売店を除きます。)、料理飲食店およびそれらの店舗併用住宅が対象となります。

- ①専用店舗のとき  
お店の管理上のミス等で、日本国内においてお客さまや通行人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったときに損害賠償金をお支払いします。
- ②店舗併用住宅のとき(お店に居住している場合)  
①のほかに日本国内の日常生活において他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったときに損害賠償金をお支払いします。

★こんなときにお役に立ちます。



### ◎特約保険料

■店舗賠償責任補償特約保険料 (面積10㎡あたり)

業種	支払限度額	1,000万円	3,000万円	5,000万円	7,000万円	1億円
小売店	210円	230円	250円	270円	300円	
料理飲食店	370円	520円	630円	770円	900円	

(注) 上記保険料は建物の延床面積(区分所有建物・テナントの場合は、「専有面積」・「借用(使用)面積」)に対して適用します。

## II 借家人賠償責任補償特約

火災、破裂・爆発により借りている戸室に損害を与え、借戸室の貸主(家主)に対して法律上の損害賠償責任を負ったときに損害賠償金をお支払いします。借戸室において設備・什器等の動産をご契約の場合に対象となります。

★こんなときにお役に立ちます。

ボヤで借戸室を焼失させ、家主から損害賠償請求を受けた。



■お支払限度額と保険料

支払限度額	構造	面積(㎡)	火災保険基本料率(一般物件)				
			0㎡以上 66㎡未満	66㎡以上 99㎡未満	99㎡以上 132㎡未満	132㎡以上	132㎡以上
1,000万円	3級	2.50円未満	7,100円	7,100円	8,500円	9,200円	
		2.50円以上	10,000	10,000	12,000	12,900	
	1・2級	1.00円未満	2,400	3,100	4,000	4,800	
		1.00円以上	6,500	8,100	10,600	12,500	
1,500万円	3級	2.50円未満	10,700	10,700	10,700	12,000	
		2.50円以上	15,000	15,000	15,000	16,900	
	1・2級	1.00円未満	3,700	3,700	4,500	5,300	
		1.00円以上	9,700	9,700	11,900	14,100	
2,000万円	3級	2.50円未満	14,300	14,300	14,300	14,300	
		2.50円以上	20,000	20,000	20,000	20,000	
	1・2級	1.00円未満	5,000	5,000	5,000	5,700	
		1.00円以上	12,900	12,900	12,900	15,000	

## III 修理費用補償特約

II「借家人賠償責任補償特約」が付帯された契約にのみ付帯することができます。

火災、風災や盗難等の事故により、借りている建物に損害が生じた場合、賃貸借契約に基づき自分で修理しなければならないときもあります。そんな時の費用をお支払いします。(自己負担額3,000円) この特約でお支払いするのは、賃貸借契約書上で借主の修理義務が定められている場合に限りです。

★こんなときにお役に立ちます。

台風等で、ものが飛んできて窓ガラスが割れた。



### ■お支払限度額と保険料

支払限度額	保険料
100万円	40円
300万円	120円

# 地震保険をおすすめいたします。(併用住宅の建物と家財を対象とした店舗総合保険には、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただけます。地震保険のご契約には、別途保険料が必要となります。)

## ●保険金額は……

地震保険の保険金額(ご契約金額)は、店舗総合保険の保険金額の30%~50%に相当する額の範囲内で定めていただけます。(基本契約の保険金額を途中で増額した場合は、増額部分を含めた基本契約の保険金額の30%~50%に相当する額の範囲内で定めていただきます。)ただし、他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。

## ●地震保険をご契約されない場合は……

地震保険をご契約されない場合は、地震・噴火による倒壊等の損害だけでなく、地震・噴火による火災損害(地震・噴火による延焼損害を含みます。)についても保険金をお支払いできません。



## ●保険金のお支払いは……

地震・噴火・津波による火災、損壊、埋没、流失によってご契約の建物・家財が下表の損害を受けた場合に限り地震保険金をお支払いします。(したがって、これらに至らない損害の場合にはお支払いできません。)

なお、この地震保険金は左記の⑮「地震火災費用保険金」とは別にお支払いします。

保険の対象	損害の程度	お支払いする保険金
建 物	全損のとき	建物の地震保険金額の全額(時価が限度)
	半損のとき	建物の地震保険金額の50%(時価の50%が限度)
	一部損のとき	建物の地震保険金額の5%(時価の5%が限度)
家 財 (明記物件は除きます。)	全損のとき	家財の地震保険金額の全額(時価が限度)
	半損のとき	家財の地震保険金額の50%(時価の50%が限度)
	一部損のとき	家財の地震保険金額の5%(時価の5%が限度)

## ●お支払いする保険金は……

お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金額が6兆2,000億円(平成26年3月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する6兆2,000億円の割合によって削減される場合があります。

## ●保険金をお支払いできない主な場合は……

地震等により保険の対象となる物が損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象となる物の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

## ●店舗総合保険の保険期間(ご契約期間)の途中から地震保険をご契約いただくことができます。

## ●警戒宣言が発令された場合は……

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その地域内に所在する保険の対象となる物について、地震保険の新規・増額契約はお引き受けできません。

## ●地震保険の割引制度について

地震保険については、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)が条件を満たす場合は、地震保険料率に所定の割引が適用されます。割引適用には所定の確認資料のご提出が必要です。なお、次の割引は重複して適用することはできません。

割引の種類	適用の条件	必要な確認資料
免震建築物割引(50%)	対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。)において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)*1</li> <li>独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)*2または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写)*2</li> <li>長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写)*2</li> </ul>
耐震等級割引(等級に応じて10%、30%、50%)	対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(以下、「評価指針」といいます。)に定められた耐震等級を有していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写)*2</li> <li>①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法制に基づく認定書類(写)*3および②「設計内容説明書」など免震建築物であることまたは耐震等級を確認できる書類(写)*2</li> <li>評価指針に基づく耐震性能評価書(写)</li> </ul>
耐震診断割引(10%)	対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす建物であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)</li> <li>耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など)</li> </ul>
建築年割引(10%)	対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等*4が発行*5する書類(写)</li> <li>宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)</li> </ul>

\*1 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写)を含みます。

\*2 免震建築物割引および耐震等級割引の必要な確認資料のうち、以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。

- ・「適合証明書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」または「住宅性能証明書」において、書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合
- ・「技術的審査適合証」において、免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合
- ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合

\*3 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。

\*4 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

\*5 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

# 価額協定保険(新価)特約をおすすめいたします。

(保険金の支払いにより保険契約が終了する場合、左記「こんなときにお役に立ちます。」の⑩特別費用保険金がプラスされます。)

## ◎ご契約の対象は建物またはそれに収容される家財です。

- ①個人所有の併用住宅建物の場合は、一つの建物の合計床面積が660㎡未満であり、かつ、作業割増の対象となる作業場以外の建物です。
  - ②上記①以外の場合は、一つの建物の合計床面積が1,500㎡未満の建物です。
- ②家財はすべて対象となります。

損害額の全額を再調達価額(同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額)でお支払いする価額協定保険特約付きのご契約をおすすめいたします。

(1)ご契約の際に、お客さまと弊社が保険の対象とする建物、家財を再調達価額で評価し、その評価額を協定します。ただし、家財の中に明記物件(1点30万円を超える貴金属や、美術品等で明記されたもの)があれば、再調達価額で評価した家財とは別に時価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額)で評価します。

(2)保険金額は、(1)で評価した額の100%、80%または60%(ただし、家財は100%のみとなります。)の中からお選びください。木造建物については、万全を期すために、100%のご契約をおすすめします。

## 保険金のお支払条件・お支払方法

### ◎災害(事故)による損害(損害保険金)

- ①火災
- ②落雷
- ③破裂・爆発(給排水管等の凍結による破裂およびボイラの破裂・爆発によるボイラ自体の損害は対象外)
- ④風災・雹災・雪災(20万円以上の損害があった場合)
- ⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等(航空機の墜落、車両の飛び込み等)
- ⑥給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ  
※給排水設備自体に生じた損害は支払い対象になりません。
- ⑦騒擾・労働争議に伴う破壊行為
  - ①～⑦の損害については、次の計算式による保険金をお支払いします。(保険金額が限度)
  - (a)保険金額が保険価額(時価額)の80%以上のとき……  
損害保険金=実際の損害額(時価額)
  - (b)保険金額が保険価額(時価額)の80%未満のとき……

$$\text{損害保険金} = \text{損害額(時価額)} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価額)} \times 80\%}$$

- ⑧盗難(盗難による建物および屋内の動産の盗取、損傷、汚損)
  - (a)建物、家財、設備・什器等…上記①～⑦と同じお支払方法によります。
  - (b)1点30万円を超える貴金属・美術品等…上記(a)と同じ。ただし、1事故につき、1個または1組ごとに100万円が限度となります。(明記して保険の対象とした場合)
  - (注)商品・製品等の盗難による損害は保険金をお支払いしません。

### ◎現金・預貯金証書の屋内での盗難

次のお支払限度額(1事故)の範囲内で実際の損害額をお支払いします。

保険の対象		生活用	業務用
		家財	設備・什器等
お支払限度額	現金	20万円	30万円
	預貯金証書	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額

### ◎持ち出し家財

家財が保険の対象の場合、旅行・買物等で一時的に持ち出した家財が、国内の他の建物内において①～⑧の事故(自転車・原動機付自転車の盗難を除きます。)にあったとき、実際の損害額(時価額)をお支払いします。(1事故につき、家財の保険金額の20%または100万円のいずれか低い額が限度)

### ◎水災(豪雨等による洪水、高潮等)

- 建物、家財…(a)損害額が保険価額の30%以上となった場合
- (b)床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水で、損害額が保険価額の15%以上30%未満となった場合
- (c)床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水で、損害額が保険価額の15%未満となった場合
- 設備・什器等、商品等…(d)床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害

※床下浸水かつ地盤面より45cmを超えない浸水による損害は支払い対象になりません。

※損害の認定は、建物はその建物ごとに、また、家財、設備・什器等の動産はその動産を収容する建物ごとに行います。

支払方法は、

$$\text{上記(a)の場合(建物・家財)} \dots \text{保険金} = \text{保険金額} \times \frac{\text{損害額(時価額)}}{\text{保険価額(時価額)}} \times 70\%$$

左記(b)の場合(建物・家財)…保険金=保険金額×10%

※1事故・1敷地内200万円限度

左記(c)の場合(建物・家財)…保険金=保険金額×5%

左記(d)の場合(設備・什器等、商品等)…保険金=保険金額×5%

※左記(c)(d)を合わせ、保険金は1事故・1敷地内100万円が限度

※左記(b)と(c)(d)を合わせ、保険金は1事故・1敷地内200万円が限度

### ◎災害(事故)に伴う費用(費用保険金)

#### ⑫臨時費用

左記①～⑦によるお支払額(損害保険金)の30%をプラスしてお支払いします。(1事故・1敷地内500万円限度)

#### ⑬残存物取片づけ費用

左記①～⑦によるお支払額(損害保険金)の10%の範囲内で実際に支出された額をお支払いします。

#### ⑭失火見舞費用

保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発によって他人の所有物が滅失、損傷または汚損した場合に、見舞金等の費用として、被災世帯・法人数に20万円を乗じて得た額をお支払いします。(1事故につき、保険金額の20%が限度)

#### ⑮地震火災費用

地震・噴火等を原因とする火災による損害が次に該当する場合は、保険金額の5%をお支払いします。(1事故・1敷地内300万円限度)

保険の対象	お支払いの条件
建物	半焼以上
家財	全焼または収容する建物が半焼以上
設備・什器等、商品等	収容する建物が半焼以上

#### ⑯損害防止費用

左記①～③の事故による損害の発生および拡大の防止のために支出された必要または有益な所定の費用をお支払いします。

#### ⑰修理付帯費用

左記①～③の事故により損害が生じた結果、復旧にあたり保険会社の承認を得て支出した必要かつ有益な所定の費用(代替物の賃借費用等。ただし、居住の用に供する部分に係わる費用を除きます。)をお支払いします。(1事故・1敷地内につき、保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)

#### ⑱保険契約が終了する場合の特別費用(価額協定保険特約付きの場合)

保険金の支払いにより保険契約が終了する場合、お支払額(損害保険金)の10%を上乗せしてお支払いします。(1事故・1敷地内200万円限度)

## 保険金をお支払いできない主な場合

### ◎財産の補償の場合

- (1) 保険契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 保険契約者または被保険者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- (3) 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- (4) 火災等の事故の際の紛失・盗難
- (5) 保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難
- (6) 持ち出し家財である自転車または原動機付自転車(総排気量が125cc以下のものをいいます。)の盗難
- (7) 戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変または暴動
- (8) 地震、噴火またはこれらによる津波  
(ただし、「地震火災費用保険金」の支払いについてはこの限りではありません。)
- (9) 核燃料物質に起因する事故

### ◎賠償事故の補償の場合

- (1) 店舗賠償
  - ① 保険契約者や被保険者の故意
  - ② 他人から借りたり預かっている物に対する賠償責任
  - ③ 給排水管、冷暖房装置からの漏出、溢出事故
  - ④ 従業員が業務中に被った身体障害
  - ⑤ 販売または提供した飲食物や商品によって生じた事故
- (2) 借家人賠償
  - ① 保険契約者や被保険者の故意
  - ② 地震、噴火、津波、戦争および内乱による事故
  - ③ 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による事故
  - ④ 心神喪失中に生じた事故

### ◎修理費用の補償の場合

- 壁・柱・床等の主要構造部や居住者が共同で利用する部分の修理費用

## ご契約にあたってのご注意

1. このパンフレットは「店舗総合保険」の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、ご契約にあたっては、「ご契約のしおり」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご一読ください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
2. 次のものは保険の対象とすることはできません。  
自動車、自動二輪車(原動機付自転車を除きます。)、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手等  
(ただし、保険の対象が家財、設備・什器等の場合は、現金・預貯金証書の盗難による損害は保険金をお支払いします。)
3. 屋外設備・装置、野積の動産は、お引き受けの対象となりません。
4. 保険料お支払いの際は、原則として弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。(団体扱等の特定の特約を付帯した場合を除きます。)
5. 保険料(追加保険料を含みます。)を領収する以前に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできません。
6. 家財のご契約で次のものは、申込書に明記しないとご契約の対象となりません。(「明記物件」といいます。)  
・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品  
・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
7. 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がご

ざいます。

8. 個人情報のお取り扱いについて  
弊社は、保険契約に関する個人情報を、適切な契約のお引き受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。取扱代理店または弊社までご照会ください。
9. お手続きの日から1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
10. 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等、公的融資に関わる建物は、この保険のご契約ができない場合がありますので、お申し出ください。
11. ご住所を変更するとき、建物などを売却・譲渡などにより名義変更するとき、建物の構造または用法(用途)を変更するとき、引越し等により家財を他の場所に移転するとき等、ご契約内容に変更が生じる場合は、事前に取扱代理店または弊社にご連絡ください。
12. 共同保険について  
複数の保険会社が共同で引き受ける共同保険契約の場合には、各引受保険会社が連帯せずに独立して保険責任を負担し、幹事保険会社はその他の保険会社を代理・代行して保険料の領収や保険金の支払等を行います。弊社では、共同保険契約の場合にお届けする保険証券に共同保険である旨および引受保険会社名、引受割合を記載しておりますのでご確認ください。

## 事故発生の場合

事故が発生した場合は、すみやかに朝日火災あんしんダイヤルまたは取扱代理店までご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金のお支払いができなくなることがありますので、十分にご注意ください。

## 保険会社破綻時のお取り扱いについて

引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が悪化したときには、保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。「店舗総合保険」は、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、経営破綻した場合の保

険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係わる保険金は100%補償されます。家計地震保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、経営破綻した場合の保険金は100%、解約返れい金等は全額補償されます。また、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ、保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間に有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

 **朝日火災海上保険株式会社**  
〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地  
TEL 03-3294-2111 (大代表)  
ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp/>

**朝日火災 あんしんダイヤル**  
事故の受付は、朝日火災あんしんダイヤルまたは取扱代理店へご連絡ください。  
**0120-120-555**  
受付時間：24時間 365日

●お問い合わせ先